**令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構**

**「テーマ別募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱**

（目的）

1. 一般社団法人イーストとくしま観光推進機構（以下，「機構」という。）は，この

要綱に定めるところにより，徳島県東部圏域15市町村（徳島市，鳴門市，小松島市，吉野川市，阿波市，勝浦町，上勝町，佐那河内村，石井町，神山町，松茂町，北島町，藍住町，板野町，上板町）を巡るテーマ性のある募集型企画旅行商品について，予算の範囲内で新聞広告費，テレビ広告費，ラジオ広告費，WEB広告費，パンフレット作成経費等（以下，「新聞広告費等」という。）の一部を助成することにより，県外の旅行者に徳島県東部圏域の観光コンテンツをPRするとともに，観光誘客による宿泊者の増加を図る。

（助成事業者）

第２条　この助成対象者は，旅行業法（昭和27年法律第239号）第３条に基づく登録を受けている旅行業者とする。

（助成の内容）

第３条　助成内容は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 限度額 | 助成対象経費 |
| 徳島県東部圏域内に１泊以上宿泊し，徳島市，鳴門市以外の徳島県東部圏域内の観光地を１カ所以上行程に含む旅行商品の造成 | 400,000円（経費の2/3を上限とする） | 徳島県東部圏域内への送客を目的とした旅行商品の参加者を募集する新聞広告等に対して助成を行う。 |

（助成の要件）

第４条　次の各号のすべての要件を満たし，事前に一般社団法人イーストとくしま観光推進機構会長（以下，「会長」という。）に助成金を申請し，会長が交付決定した「テーマ別募集型企画旅行」を対象とする。

(1)　新聞広告等を利用し，広く一般に周知・広報するもので，徳島県東部圏域内の旅行先の画像や動画，案内等が掲載されるものであること。

(2)　原則として，新規に作成し募集を開始するもの。（機構のロゴマーク表示又は機構の支援事業である旨の記載等）

(3)　次に掲げる旅行商品であること。

①　徳島県外を出発地とした旅行商品で，徳島県東部圏域内に１泊以上宿泊し，徳島

市，鳴門市以外の徳島県東部圏域内の観光地を１カ所以上行程に含むこと。

②　コンベンション（大会・会議・セミナー・シンポジウム・スポーツ），教育旅行，合宿等を組み込んだ旅行商品は対象外とする。

(4)　旅行商品の設定期間内に，１回以上催行するもの。８名以上（無料人員・添乗員・乗務員を除く）の送客を対象とする。

 (5)　機構ホームページの旅行ツアーとして掲載する，写真やパンフレット，新聞広告，WEB広告等の電子データを提供すること。

(6) 機構による他の助成事業との重複はできない。

（助成の制限）

第５条　パンフレット等作成経費の助成については，１造成箇所（１つの旅行業者に複数の造成箇所がある場合には造成箇所ごと）ごとの制限は設けない。ただし，予算執行状況によってはこの限りではない。

（助成の申請期間等）

第６条　助成の申請期間等は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請期間 | 旅行商品設定期間（最大幅） |
| 令和元年７月２日から令和２年１月31日まで | 令和元年７月２日から令和２年３月18日まで |

２　助成は，予算の範囲内で交付することとし，予算額に達した時点で終了とする（書面で申請のあった順に審査し，助成を決定する）。

（助成金の交付申請）

第７条　助成を希望する旅行業者は，助成金を受けようとするときは，令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「テーマ別募集型企画旅行」支援事業助成金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第８条　会長は，前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときには，その内容を審査し，適当と認めた時は，必要な条件を付して，速やかに助成金の交付決定を行い，令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「テーマ別募集型企画旅行」支援事業助成金交付決定通知書（様式第２号）により，速やかに通知するものとする。

（助成事業の変更承認申請）

第９条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下，「助成事業者」という。）は，助成金の交付決定を受けた事業（以下，「助成事業」という。）の内容を変更又は中止しようとするときは，あらかじめ令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「テーマ別募集型企画旅行」支援事業変更（中止）承認申請書（様式第３号）を会長に提出し，その承認を受けなければならない。ただし，助成金の増額を伴わない軽微な変更については，この限りではない。

２　会長は，前項の申請書の提出があったときは，その内容を審査し，適当と認めたときは，令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「テーマ別募集型企画旅行」支援事業変更（中止）承認書（様式第４号）により，通知するものとする。

（実績報告）

第10条　助成事業者は，助成を決定した旅行商品の設定期間終了後30日以内又は令和２年３月24日のいずれか早い日までに，令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「テーマ別募集型企画旅行」支援事業実績報告書（様式第５号）に関係書類を添えて，会長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第11条　会長は，前条に規定する令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「テーマ別募集型企画旅行」支援事業実績報告書を受理した場合は，その内容を審査し，必要に応じて調査を行い，適当と認めたときは，助成金の額を確定し，令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「テーマ別募集型企画旅行」支援事業助成金交付確定通知書（様式第６号）により，助成事業者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第12条　前条の規定により，助成金の額の確定通知を受けた助成事業者は，令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「テーマ別募集型企画旅行」支援事業助成金請求書（様式第７号）を会長に提出しなければならない。

２　会長は，前項の請求書の提出があったときは，速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の経理）

第13条　助成事業者は，当該助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し，助成事業の終了した年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（助成金の交付決定の取消し）

第14条　会長は，次の各号のいずれかに該当するときは，助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　助成事業者が，偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2)　助成事業者が，助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3)　その他会長が特別の理由があると認めたとき。

２　前項の規定は，助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　会長は，第１項の場合において，当該取消しに係る部分に関し，既に助成金が交付されていたときは，期限を定めてその返還を求めることができる。

（雑則）

第15条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，会長が別に定める。

様式第１号（第７条関係）

令和　年　月　日

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

会長　遠藤　彰良　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　 在 　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　㊞

令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

テーマ別募集型企画旅行支援事業助成金交付申請書

　令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構テーマ別募集型企画旅行支援事業助成金交付要綱第７条の規定により，次のとおり助成金の交付を受けたいので，関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の内容

　（ツアー名等）

２　パンフレット等作成経費　　金　　　　　　　　円

３　助成交付申請額　　　　　　金　　　　　　　　円

４　事業計画書　　別紙１のとおり

５　収支予算書　　別紙２のとおり

（別紙１）

事　業　計　画　書

|  |  |
| --- | --- |
| １．事業の内容※ツアー名等 |  |
| ２．宿泊地等 | 区分 | 宿泊地等 |
| 徳島県東部圏域内に１泊以上宿泊し，徳島市，鳴門市以外徳島県東部圏域内の観光地を１カ所以上行程に含む旅行商品の造成 | *※記載例：**「食」をテーマとしたツアー**美郷梅酒祭り（吉野川市）**「土柱ランド新温泉」で１泊（阿波市）**ぶどう狩り（阿波市），**自然派ﾊﾑ工房ﾘｰﾍﾞﾌﾗｳで阿波美豚のBBQ（石井町）**「歴史・文化・伝統」をテーマとしたツアー**神山ｱｰﾃｨｽﾄ･ｲﾝ･ﾚｼﾞﾃﾞﾝｽを見学（神山町）**「神山温泉ホテル四季の里」で１泊（神山町）**「徳島ｶﾞﾗｽｽﾀｼﾞｵ」でｶﾞﾗｽ工芸制作体験（徳島市）**阿波和紙手漉き体験（吉野川市）**「アクティビティ・異文化体験」をテーマとしたツアー**「夜の動物園」を見学（徳島市）**「JRﾎﾃﾙｸﾚﾒﾝﾄ徳島」で１泊（徳島市）**大人気企画展「とくしまの恐竜時代」を見学（徳島市）**恐竜の化石を見つけよう！発掘体験（勝浦町）* |
| ３．旅行商品の設定期間 | 　令和　年　月　日　～　令和　年　月　日 |
| ４．送客見込数 | 人 |
| ５．作成内容 | *※記載例：○○新聞（配布部数：○万部）掲載　全５段カラー**パンフレット　20,000部* |
| ６．掲載する徳島県東部圏域内の旅行先の写真や案内等 | *※記載例：鳴門のうずしおの写真**吉野川市の高開石積みの写真　等* |
| ７．その他特記事項 |  |
| ８．担当者 | 【部署名】【氏　名】【連絡先】　TEL：　FAX：　E-Mail： |

※パンフレットなど旅行商品の内容がわかる書類を添付すること　（別紙２）

収　支　予　算　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 収入の部 |  | （単位：円） |
| 区分 | 予算額 | 摘要（積算基礎等） |
| 助成金 |  |  |
| 自己負担金 |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |
|  |  |  |
| 2 支出の部 |  | （単位：円） |
| 区分 | 予算額 | 摘要（積算基礎等） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

（注）パンフレット印刷や新聞折込費用の見積書（写）等，印刷経費及び印刷部数が明示されたものを添付のこと

様式第２号（第８条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　イーストとくしま助成第　号

令和　年　月　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

　会長　　遠藤　彰良　　㊞

令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

テーマ別募集型企画旅行支援事業助成金交付決定通知書

令和　年　月　日付けで申請のあった助成金の交付については，令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「テーマ別募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱第８条の規定により，その交付を下記のとおり決定します。

記

１　助成事業名　　　　令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

　　　　　　　　　　　「テーマ別募集型企画旅行」支援事業

２　交付決定額　　　　金　　　　　　　　　円

３　交付条件

（１）この助成金は，令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「テーマ別募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱に基づくもので，この目的以外に使用してはなりません。

（２）次の各号のいずれかに該当するときは，速やかに会長の承認または指示を受けなければなりません。

　　ア　申請書に記載された内容を変更するとき。

　　イ　助成事業を中止し，または廃止するとき。

　　ウ　予定の期限内に完了しないとき，またはその遂行が困難となったとき。

（３）助成を決定した旅行商品の設定期間終了後30日以内又は令和２年３月24日のいずれか早い日までに令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「テーマ別募集型企画旅行」支援事業実績報告書，収支決算書等を提出してください。

（４）会長が必要と認めるときは，当該職員に書類等の検査をさせ，または助成事業の執行状況について実地検査をします。

（５）令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「テーマ別募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱に違反した場合は，交付の決定を取消し，助成金の返還を求めます。

様式第３号（第９条関係）

令和　年　月　日

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

会長　遠藤　彰良　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 　在 　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　㊞

令和元年度　一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

テーマ別募集型企画旅行支援事業変更（中止）承認申請書

　令和　年　月　日付けイーストとくしま助成第　　　号で交付決定通知のあった助成事業について，次のとおり変更（中止）したいので，令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「テーマ別募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱第９条第１項の規定によりその承認を申請します。

記

１　変更（中止）の内容

２　変更（中止）の理由

３　助成金交付変更額

　　　　既交付決定額（Ａ）　　　金　　　　　　　　　円

　　　　変更承認申請額（Ｂ）　　　金　　　　　　　　　円

　　　　差引増減額（Ｂ－Ａ）　金　　　　　　　　　円

４　事業計画書　別紙のとおり

５　収支予算書　別紙のとおり

※変更後の事業計画書及び収支予算書は，様式第２号（第７条関係）の別紙１及び２を

利用のうえ，変更前，変更後がわかるように作成すること。

様式第４号（第９条関係）　　　　　　　　　　　　　　　イーストとくしま助成第　号

令和　年　月　日

　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　　遠藤　彰良　　　㊞

令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

テーマ別募集型企画旅行支援事業変更（中止）承認書

令和　年　月　日付けで申請のあった助成金交付の変更（中止）については，令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「テーマ別募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱第９条第２項の規定により，次のとおり承認します。

記

１　令和　年　月　日付けで申請のあった令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「テーマ別募集型企画旅行」支援事業変更（中止）承認申請書記載のとおり。

２　交付決定額

　　　　変更後（Ａ）　　　　　金　　　　　　　　　　　円

　　　　変更前（Ｂ）　　　　　金　　　　　　　　　　　円

　　　　差引増減額（Ａ－Ｂ）　金　　　　　　　　　　　円

３　交付条件

（１）この助成金は，令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「テーマ別募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱に基づくもので，この目的以外に使用してはなりません。

（２）次の各号のいずれかに該当するときは，速やかに会長の承認または指示を受けなければなりません。

　　ア　申請書に記載された内容を変更するとき。

　　イ　助成事業を中止し，または廃止するとき。

　　ウ　予定の期限内に完了しないとき，またはその遂行が困難となったとき。

（３）助成を決定した旅行商品の設定期間終了後30日以内又は令和２年３月24日のいずれか早い日までに令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「テーマ別募集型企画旅行」支援事業実績報告書，収支決算書等を提出してください。

（４）会長が必要と認めるときは，当該職員に書類等の検査をさせ，または助成事業の執行状況について実地検査をします。

（５）令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「テーマ別募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱に違反した場合は，交付の決定を取消し，助成金の返還を求めます。

様式第５号（第10条関係）

令和　年　月　日

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

会長　遠藤　彰良　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　 在 　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　㊞

令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

テーマ別募集型企画旅行支援事業実績報告書

　令和　年　月　日付けイーストとくしま助成第　　　号で交付決定通知のあった助成事業の実績について，次のとおり令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「テーマ別募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

１　事業の内容

　（ツアー名等）

２　パンフレット等作成経費　　金　　　　　　　　円

３　交付決定額　　　　　　　　金　　　　　　　　円

４　事業実績報告書　　　　別紙３，４のとおり

５　収支決算書　　　　　　別紙５のとおり

（別紙３）

事業実績報告書①

○助成事業を実施しての意見・感想等

|  |
| --- |
| １　旅行会社からの意見・感想等 |
| ※徳島県東部圏域内の観光地・宿泊等に関する感想や意見等 |
| ２　旅行者からの意見・感想等 |
| ※当助成事業を紹介または同行した際に受けた，旅行者からの徳島県東部圏域内の観光地・宿泊等に関する感想や意見等 |

（別紙４）

事業実績報告書②

○催行実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 実施日 | 送客人数 | 備考 |
| 　月 | 　　日　　日　　日　　日　　日　　日　　日　　日　　日　　日 | 　　　人　　　人　　　人　　　人　　　人　　　人　　　人　　　人　　　人　　　人 |  |
| 　月 | 　　日　　日　　日　　日　　日　　日　　日　　日　　日　　日 | 　　　人　　　人　　　人　　　人　　　人　　　人　　　人　　　人　　　人　　　人 |  |
| 　月 | 　　日　　日　　日　　日　　日　　日　　日　　日　　日　　日 | 　　　人　　　人　　　人　　　人　　　人　　　人　　　人　　　人　　　人　　　人 |  |

※送客実績が確認できる，施設等が発行する領収書（写）又は証明書を添付のこと。

（別紙５）

収　支　決　算　書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1 収入の部 |  |  | （単位：円） |
| 区分 | 予算額 | 決算額 | 摘要（積算基礎等） |
| 助成金 |  |  |  |
| 自己負担金 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 2 支出の部 |  |  | （単位：円） |
| 区分 | 予算額 | 決算額 | 摘要（積算基礎等） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

（注）支出した経費内容がわかる，パンフレット印刷や新聞折込費用の請求書（写）等，募集に要した経費および部数等が明示されたものを添付のこと

　　成果品として，募集に使用したパンフレットや広告掲載の紙面等を添付のこと

様式第６号（第11条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　イーストとくしま助成第　号

令和　年　月　日

様

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　　遠藤　彰良　　㊞

令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

テーマ別募集型企画旅行支援事業助成金交付確定通知書

令和　年　月　日付けで実績報告のありました令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「テーマ別募集型企画旅行」支援事業助成金については，次のとおり助成金の額を確定したので，令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「テーマ別募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　　　金　　　　　　　　　円

２　交付確定額　　　　金　　　　　　　　　円

様式第７号（第12条関係）

令和　年　月　日

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

　会長　遠藤　彰良　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　 在 　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　㊞

令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

テーマ別募集型企画旅行支援事業助成金請求書

令和　年　月　日付けイーストとくしま助成第　　　号で交付確定通知した助成金について，令和元年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「テーマ別募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱第12条の規定により，次のとおり請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　請　　 求　　 額 | 金　　　　　　　　　　　　円 |
| ２　振込口座 | 金融機関名：支店名：口座種類：口座番号

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |

： |